

## 平成 2 3 年度における A G M リスク管理地域設定条件の 確立に向けた調査結果について

### I 調査の経緯

A G M 船舶検査の代替となる措置について米国及びカナダと協議し、平成 2 3 年 4 月に公表した「平成 2 3 年度における A G M リスク管理地域設定条件の確立に向けた調査の実施について」により、平成 2 3 年度における調査を実施することとなった。

その後、全国の港湾管理者に調査実施の希望を募ったところ、横浜市港湾局より調査実施の希望があり、横浜港において本調査を実施した。

### II 調査の概要

#### 1. 調査実施港（1 港）

横浜港

#### 2. 調査期間

平成 2 3 年 6 月～ 10 月

#### 3. 調査の実施体制

横浜市港湾局が調査及び防除を実施し、農林水産省植物防疫所は横浜市港湾局へ技術的な助言を行った。

#### 4. 調査地域の設定

北米向け航路岸壁区域がある埠頭を管理地域 I として設定した。また、管理地域 I の基部及び先端から半径 2km 以内の周辺区域を管理地域 II として設定した。管理地域 I 及び II において、「5. A G M 個体群を抑制するための防除措置」を実施し、その措置の結果を「4. A G M 発生監視調査」により検証した。

#### 5. A G M 発生監視調査（管理地域 II）

##### (1) フェロモントラップ調査（管理地域 II）

管理地域 II 内に 1 個／16 ヘクタール（400 m 間隔）の割合でフェロモントラップを設置し、2 週間間隔で計 6 回、誘殺された A G M 雄成虫を回収した。

##### (2) 船舶調査（管理地域 I）

管理地域 I において A G M 飛翔期間中に寄港した船舶の入港と出港時に A G M 卵塊等の有無を調査した。

(3)卵塊調査（管理地域Ⅱ内の緑地で実施）

管理地域Ⅱ内の緑地（32ha）において、100m四方のグリッド別に、外灯の支柱、樹木の幹、建造物の壁面等を対象として巡回調査により卵塊付着の有無を調査した。AGM発生期間終了後の10月に1回実施した。

## 6. AGM個体群を抑圧するための防除措置

管理地域Ⅰ及びⅡにおいて、AGM個体群抑圧に効果がある以下の防除措置の中から、適宜選択して実施した。

(1)卵塊除去、(2)殺虫剤散布、(3)幼虫・蛹の捕殺、(4)立木・雑草の剪定・除去、(5)低誘引照明灯（ナトリウムランプ等）への変更

## Ⅲ 防除実施状況及び調査結果

### 1. 防除実施状況

管理地域において3月～9月に剪定・除草、7月に薬剤散布を実施。

### 2. AGM発生監視調査

(1)フェロモントラップ調査

6月20日～9月4日までの期間に計6回調査した結果、8.95頭（1トラップあたり平均）が誘殺された。

(2)船舶検査

調査期間に入港した北米航路船舶6隻を調査した結果、AGM卵塊等の付着は確認されなかった。

(3)卵塊調査

緑地32haから発見された卵塊は6個で、卵塊密度は0.19個/haであった。

## Ⅳ 考察

管理地域Ⅰでの船舶検査の結果、船舶からAGM卵塊等の付着が確認されなかったのは、管理地域ⅡのAGM個体群の発生密度が低水準であるためと考えられる。